

## つるみ区社協助成事業（共同募金配分事業）実施細則

### 1 目的

この細則は、つるみ区社協助成事業の実施において、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施方法

要綱に定める実施方法による事業実施が困難である場合は、必要な事項を会長が定める。

### 3 付則

この細則は、令和2年4月17日から施行する。